

# 施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p><b>施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用の制定について</b></p> <p style="text-align: center;">〔平成 15 年 9 月 18 日設計第 558 号 農政部長から各支庁長あて〕</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 令和 7 年（2024 年）10 月 24 日事調第 890 号</u></p> <p>図書表紙 図書名称：<u>北海道農政部農村振興局事業調整課 施設機械関係積算資料</u></p> <p>制定通知文 <u>本通知文「施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用」の制定について（平成 15 年 9 月 18 日付け設計第 558 号）を適用。</u></p> <p>施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛の運用</p> <p><b>第 1 編 施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛の運用</b></p> <p><b>第 1 章 一般共通</b></p> <p>第 1 製作工事原価 【 略 】</p> <p>第 2 据付工事原価</p> <p>1 直接工事費</p> <p>1-1 輸送費</p> <p>1) 【 略 】</p> <p>2) 修繕工事の輸送費は、表一・2・1 による。 【表一・2・1 修繕工事輸送費 省略】 (注) 1. 輸送費〔円〕の算定式において、「x」は「x の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離〔km〕、「対象設備質量」は輸送品の質量〔t〕とする。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費〔円〕は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2. ~6. 【 略 】</p> <p>7. 工事場所が<u>【削除】離島</u>の場合は、別途積算する。 【表一・2・2 修繕工事輸送費 省略】 (注) 1. ~3. 【 略 】 4. 工事場所が<u>【削除】離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>1-2 材料費</p> <p>1) 材料費等の価格等の取扱い 【 略 】 (1) 【 略 】 (2) 単価は「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p>1-3 労務費 【 略 】</p> <p>2 間接工事費</p> <p>2-1 共通仮設費 【 略 】</p> <p>2-2 現場管理費 【 略 】</p> <p>2-3 据付間接費 【 略 】</p> <p>第 3 設計技術費 【 略 】</p> <p>第 4 一般管理費等 【 略 】</p> <p>第 5 端数処理 【 略 】</p> <p>端数処理については、以下を除き設計書作成要領（令和 3 年（2021 年）1 月 28 日付け事調第 1351 号農政部長から各（総合）振興局長あて）による。 【 削除 】 1) 直接製作費、直接工事費の明細金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満を切捨てる。 【 削除 】 2) 現場管理費、据付間接費の金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満を切捨てる。</p>	<p><b>土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について</b></p> <p style="text-align: center;">〔平成 14 年 3 月 27 日 13 農振第 3636 号 農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて〕</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 令和 7 年 3 月 26 日 農振第 2803 号</u></p> <p>図書表紙 図書名称：<u>農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）</u></p> <p>制定通知文 「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について（平成 14 年 3 月 27 日 13 農振第 3636 号農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて最終改正<u>令和 7 年 3 月 26 日 農振第 2803 号</u>）」</p> <p>土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について</p> <p><b>別紙 土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用</b></p> <p><b>第 1 章 一般共通</b></p> <p>第 1 製作工事原価 【 略 】</p> <p>第 2 据付工事原価</p> <p>1 直接工事費</p> <p>1-1 輸送費</p> <p>1) 【 略 】</p> <p>2) 修繕工事の輸送費は、表一・2・1 による。 【表一・2・1 修繕工事輸送費 省略】 (注) 1. 輸送費〔円〕の算定式において、「x」は「x の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離〔km〕、「対象設備質量」は輸送品の質量〔t〕とする。なお、輸送費〔円〕は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。 2. ~6. 【 略 】 7. 工事場所が<u>北海道、沖縄、離島</u>の場合は、別途積算する。 【表一・2・2 修繕工事輸送費 省略】 (注) 1. ~3. 【 略 】 4. 工事場所が<u>沖縄、離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>1-2 材料費</p> <p>1) 材料費等の価格等の取扱い 【 略 】 (1) 【 略 】 (2) 単価は「物価資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p>1-3 労務費 【 略 】</p> <p>2 間接工事費</p> <p>2-1 共通仮設費 【 略 】</p> <p>2-2 現場管理費 【 略 】</p> <p>2-3 据付間接費 【 略 】</p> <p>第 3 設計技術費 【 略 】</p> <p>第 4 一般管理費等 【 略 】</p> <p>第 5 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価=金額は、1 円までとし、1 円未満を四捨五入する。 2) 直接製作費、直接工事費の明細金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満を四捨五入する。 3) 共通仮設費の金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満を四捨五入する。 4) 現場管理費、据付間接費の金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満を四捨五入する。</p>	<p>※読替対照表 の変更箇所 は朱書で記 載</p> <p>二部改正通知 の文書変更</p>

## 施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>3) 間接労務費、工事管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を<u>切捨て</u>する。</p> <p>【削除】 【削除】 【削除】 【削除】</p> <p>第6 その他の 【略】</p> <p>第2章 用排水ポンプ設備 【略】</p> <p>第3章 水門設備</p> <p>第1 河川・水路用水門設備</p> <p>1 直接製作費</p> <p>1-1 材料費 【略】</p> <p>1-2 製作工数</p> <p>1) 製作工数算出要領 【略】</p> <p>2) 製作工数算出区分 【略】</p> <p>3) 全アルミ製ゲート・全鋳鉄製ゲート 全アルミ製ゲート・全鋳鉄製ゲートの水門は、本「<u>価格積算要領・標準歩掛</u>」を適用できない。</p> <p>4) 小型水門の標準製作工数 【略】</p> <p>1-3 工場塗装費 【略】</p> <p>2 直接工事費 【略】</p> <p>第2 ダム水門設備 【略】 ~ 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 【略】</p> <p>第4章 除塵設備 【略】</p> <p>第5章 ダム管理設備 【略】</p> <p>第6章 鋼製付属設備 【略】</p> <p>第7章 塗装 【略】</p> <p>第8章 水管橋</p> <p>第1 適用範囲 施設機械設備等標準歩掛の表-8・1・1における区分に該当する設備は以下のとおりとする。 【略】</p> <p>第2 直接製作費 【略】</p> <p>第3 直接工事費 【略】</p>	<p>5) 間接労務費、工事管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を<u>四捨五入</u>する。</p> <p>6) 一般管理費等の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満を切り捨てる</p> <p>7) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</p> <p>8) 工事価格の金額は10,000円単位とし、10,000円未満を切り捨てる。</p> <p>なお、落札率は、小数点以下第7位を切り捨てし6位止める。</p> <p>第6 その他の 【略】</p> <p>第2章 用排水ポンプ設備 【略】</p> <p>第3章 水門設備</p> <p>第1 河川・水路用水門設備</p> <p>1 直接製作費</p> <p>1-1 材料費 【略】</p> <p>1-2 製作工数</p> <p>1) 製作工数算出要領 【略】</p> <p>2) 製作工数算出区分 【略】</p> <p>3) 全アルミ製ゲート・全鋳鉄製ゲート 全アルミ製ゲート・全鋳鉄製ゲートの水門は、本基準を適用できない。</p> <p>4) 小型水門の標準製作工数 【略】</p> <p>1-3 工場塗装費 【略】</p> <p>2 直接工事費 【略】</p> <p>第2 ダム水門設備 【略】 ~ 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 【略】</p> <p>第4章 除塵設備 【略】</p> <p>第5章 ダム管理設備 【略】</p> <p>第6章 鋼製付属設備 【略】</p> <p>第7章 塗装 【略】</p> <p>第8章 水管橋</p> <p>第1 適用範囲 土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）表-8・1・1における区分に該当する設備は以下のとおりとする。 【略】</p> <p>第2 直接製作費 【略】</p> <p>第3 直接工事費 【略】</p>	備考